

平成25年2月12日
原子力安全対策室

北朝鮮核実験に対する放射線等モニタリング体制の強化について

本日、北朝鮮の核実験に関する情報を受け、文部科学省から県に対し、放射線等モニタリング体制を強化するよう指示がありました。

県では、本日より下記のとおりモニタリング体制を強化して実施することとし、その測定結果については、明日から報道機関に資料提供するとともに、ホームページで公表する予定にしております。

※原子力安全対策室ホームページ：<http://atom.pref.ishikawa.lg.jp/>

なお、本日15時現在までに県内18か所での放射線監視結果については異常値は確認されていません。

記

1 放射線量の監視（現状の体制継続）

県内18か所の放射線量をリアルタイムで監視する。（データについては、原子力安全対策室ホームページで公開中）

2 飲料水（原水）の測定（追加）

県内6か所のダムや河川で飲料水（原水）を採取し測定する。

3 土壌（表層）の測定（追加）

県内5か所で土壌を採取し測定する。

連絡先	
原子力安全対策室	
外線直通	076-225-1465
県庁内線	4232